
第70回関東甲信越静里親協議会 相模原市研修大会

開催期日:2024年7月13日(土)
会 場:【式典・分科会】
相模原市民会館

参加申込・宿泊・昼食等のご案内

リアル参加・オンライン参加 ご対象

ご挨拶

謹啓 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、第70回関東甲信越静里親協議会相模原市研修大会が来る7月13日(土)、神奈川県相模原市で開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり、ご参加いただく皆様方の参加申込受付、及びご宿泊等のお世話を弊社にご用命賜り厚く御礼申し上げます。

本会議のご成功をお祈りすることはもとより、社員一同すべての面において万全の準備をいたし、皆様に心からご満足いただけますよう、協議会事務局様のご指導のもと関係各方面とも協力し、一生懸命お世話させていただく所存でございます。

皆様方のお越しを心よりお待ちしております。

謹白

名鉄観光サービス株式会社 横浜支店
支店長 吉永 康明

1 宿泊のご案内（募集型企画旅行）

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。

【宿泊設定日】 2024年7月12日(金)～13日(土) 1泊2日

【宿泊条件】 お一人様1泊朝食付(お一人様料金/税金・サービス料込)

- 下記「申込番号」を、第1希望、第2希望それぞれにご記入ください。
- ツインルームをご希望の方は、申込書備考欄に「同室者名」をご記入ください。
- お申し込みは先着順とさせていただきます。あらかじめご了承ください。申込完了時点で確保状態となります。
※満室となったホテルはWEB上選択が出来なくなります。
- 禁煙、喫煙のご希望がございましたら、申込書のお客様通信欄にご記入ください。
ただしお部屋数に限りがあり、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 最少催行人員1名
- 添乗員は同行いたしません。
- 下記条件は2024(令和6)年3月1日を基準としています。
- ホテル案内図はP.3に記載しておりますので、併せてご確認ください。

【宿泊施設一覧】

| ホテル番号 | ホテル名 | 申込番号 | 客室タイプ | 宿泊代金(税サ込) | 交通案内 その他 |
|-------|-----------------|------|------------|-----------|--------------|
| ① | 東横イン JR横浜線相模原駅前 | A-1 | シングル(1名利用) | 7,900円 | ・相模原駅より徒歩約3分 |
| | | A-2 | ツイン(2名利用) | 5,900円 | |
| ② | ホテルクラウンヒルズ相模原駅前 | B-1 | シングル(1名利用) | 7,500円 | ・相模原駅より徒歩約2分 |
| ③ | 東横イン 京王線橋本駅北口 | C-1 | シングル(1名利用) | 7,700円 | ・橋本駅より徒歩約5分 |
| | | C-2 | ツイン(2名利用) | 5,900円 | |

《宿泊プランの行程》

| 日次 | 行程 | 食事 |
|----|--------------------------------------|-------------|
| 1 | ご自宅または各地 ⇒ 宿泊ホテル | 朝:× 昼:× 夕:× |
| 2 | 終日:「関東甲信越静里親協議会相模原市研修大会」ご参加⇒ご自宅または各地 | 朝:○ 昼:× 夕:× |

ホテル案内図

◀橋本駅周辺地図▶

◀相模原駅周辺地図▶



| 地図記号 | ホテル名 | 住所 | 交通案内 |
|------|-----------------|------------------|----------------|
| ① | 東横イン JR横浜線相模原駅前 | 相模原市中央区相模原4-1-16 | ・相模原駅南口より徒歩約3分 |
| ② | ホテルクラウンヒルズ相模原駅前 | 相模原市中央区相模原4-1-2 | ・相模原駅南口より徒歩約2分 |
| ③ | 東横イン 京王線橋本駅北口 | 相模原市緑区橋本3-2-8 | ・橋本駅北口より徒歩約5分 |
| | | | |
| | | | |

2 昼食(弁当)のご案内 (弁当の取扱いに関しては、旅行契約ではありません)

- 1) 大会[7月13日(土)]に会場にてお弁当をご用意いたします。受け取り場所等は参加券類発送時に併せてご案内いたします。
- 2) **1,300円(税込) お弁当・お茶付 ※お受け取り後お早めにお召上がりください。**
- 3) 大会当日のお申し込みはできません。お申し込みをご希望の方は事前にお申し込み願います。
- 4) **変更・取消 7月12日(金)12:00までは無料、12:00以降は取消料100%となります。**
- 5) お弁当キャンセルの場合について(お電話でのキャンセルはお受けしていません)
 - ①FAXでお申込の方…「参加申込書」備考欄または余白にキャンセルの旨ご記入いただき、045-641-4169までFAXをお願いいたします。
 - ②専用サイトにてお申込の方…専用サイトにログインしていただき、変更・取消の項目から弁当取消の操作をしてください。

3 基調講演

■演 題 受援力～大人にも、こどもにも、必要な、頼る力の磨き方～

■講 師 神奈川県立保健福祉大学 教授 吉田 穂波氏

4 分科会

| 分科会 | テーマ | 講師案 |
|-------|---|--------------------------|
| 第一分科会 | 社会的養護のこども達の愛着形成 愛着の再形成、乳幼児の愛着形成、愛着障害 | あおきメンタルクリニック 医師 青木 豊氏 |
| 第二分科会 | 里子の自立について こどもに寄り添い自立に向けてともに歩む里親 | 和光大学 非常勤講師 櫻井奈津子氏 |
| 第三分科会 | 自分理解とこども理解 大人がかわればこどももかわる | 明星大学 教授 星山麻木氏 |
| 第四分科会 | 里子の気持ち 里子の声に耳を傾ける | 大妻女子大学 准教授 山本真知子氏 |

5 ワークショップのご案内

大会[7月13日(土)]終了後、会場参加者には、以下のテーマにて「ワークショップ」を実施いたします。ご希望の方は、FAXでお申込の方については申込書のワークショップ欄に○をご記入いただき、専用サイトでお申込の方はワークショップ欄に「参加する」をご入力ください。

ワークショップテーマ:「ユースと語る」

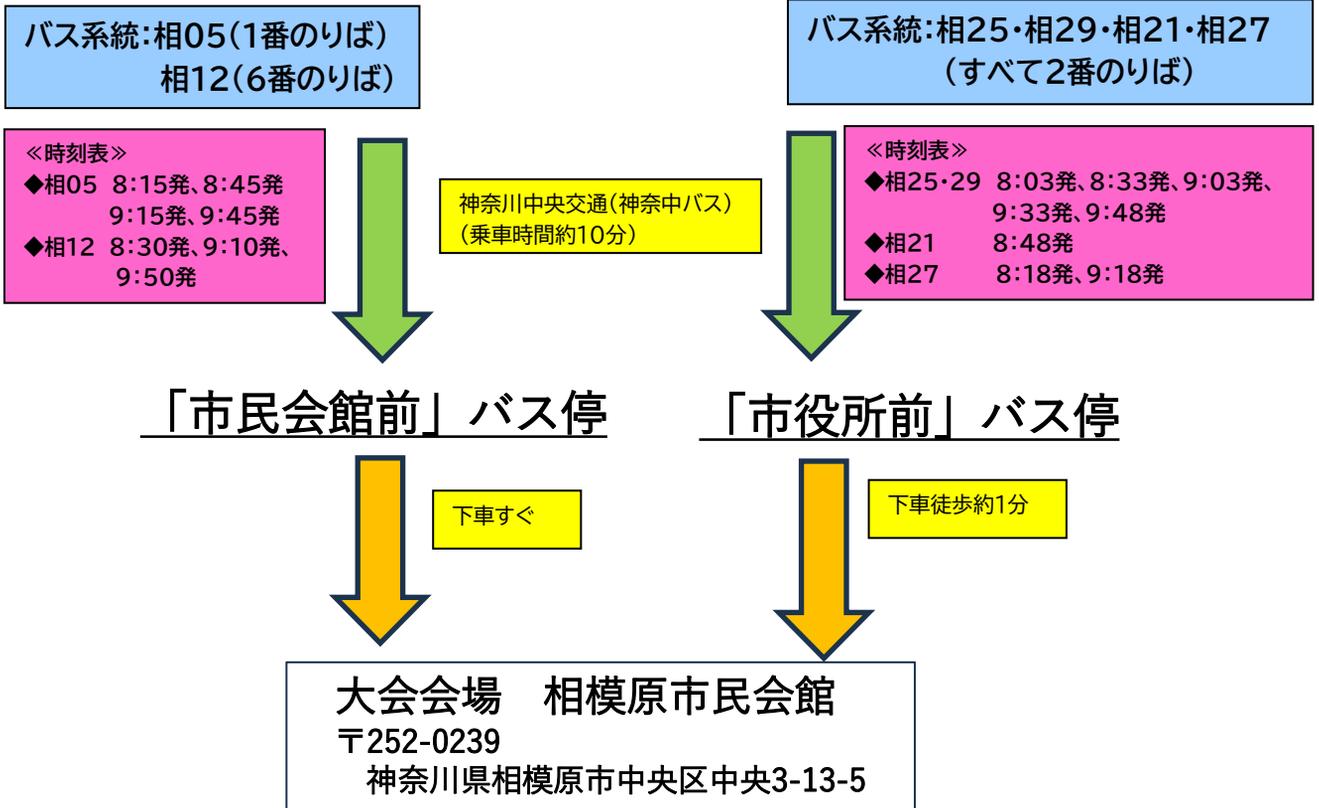
関東甲信越静地区出身のユースの方々との交流、里親同志の交流のワークショップです。

6 会場までの交通アクセス

《会場までは公共交通機関（路線バス・神奈川中央交通。略称：神奈中バス）をご利用ください》

バス時刻表については2024年2月現在のものになります。

JR横浜線相模原駅・「相模原駅南口」バス停



(参考) 徒歩の場合、相模原駅より市民会館まで約25分(約1.6キロ)かかります。



◎相模原駅改札～相模原駅南口バスのりば（1番のりば・2番のりば）



1 相模原駅改札（改札は1箇所のみです）

2階にある改札より出て右側（南口）
にお進みください



2 駅ビル2階⇒エスカレーターで1階へ

突き当りを左にお進みください





左手にエスカレーターが見えてきますので、1階へ降りてください



3 駅ビル1階⇒バスのりばへ

エスカレーターで1階に降りた後、矢印の方向に向かってください



4 1番のりば・2番のりば到着

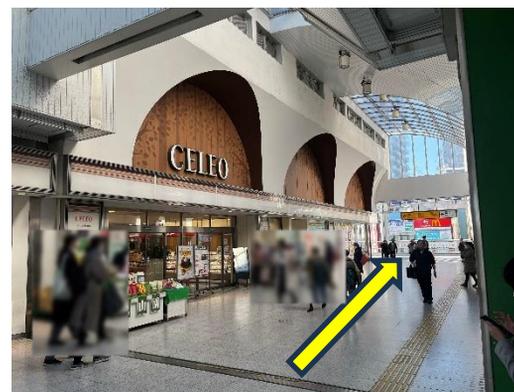


◎相模原駅改札～相模原駅南口バスのりば（6番のりば）



1 相模原駅改札（改札は1箇所のみです）

2階にある改札より出て右側（南口）
にお進みください



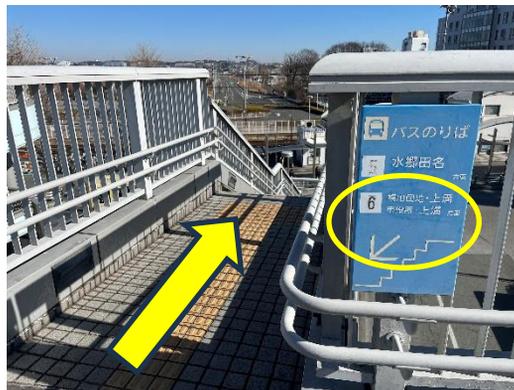
2 2階広場へ

突き当りを左にお進みください





左手にエスカレーターと階段が見えてきますが、そのまま広場へと進んでください



3

広場を横切ると6番のりばの案内がありますので、階段を降りてください



4

6番のりば到着

この旅行は、名鉄観光サービス(株)(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

●申込方法と契約の時期

- (1)旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、旅行代金を添えてお申込みください。当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を收受した時に契約が成立します。電話、郵便、FAX、インターネット等より予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。
- (2)旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
- (3)団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金全額お支払いの場合は弊社が指定する期日までにお支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示された宿泊費、食事及び消費税等諸税。
- (2)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●取消料

- (1)お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

| 解除期日 | 宿泊費 取消料(お一人様) |
|---|------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあつては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| 旅行開始日当日 | 旅行代金の50% |
| 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |

- (2)昼食(弁当)について、次の取消料をお支払いいただくことによりお申込みを取消することができます。

| 解除期日 | 取消料(お一人様) |
|----------------------|-----------|
| 2024年7月12日(金)12:00まで | 無料 |
| 2024年7月12日(金)12:00以降 | 100% |

※昼食(弁当)は旅行契約ではございません、手配先との取り決めにより、上記取消料を適用させていただきます。

■取消の受付基準日は、当社の営業日・営業時間内(月～金/9:30～17:30)のFAX受信を基準といたします。

WEB申し込みのお客様も、取消の際は必ずFAXにてご連絡をお願いいたします。

■取消後の返金は、大会終了後、取消料を差引のうえ送金させていただきます。事務処理の都合で多少日数がかかる場合がございますので予めご了承ください。

■大会参加費につきましては、入金後ならびに4月20日以降の参加取消につきましては返金いたしません。

大会資料の発送をもってかえさせていただきますので、予めご了承ください。

●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証

当社はパンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。

●基準日

この旅行は2024年2月18日現在の運賃・料金を基準にしております。又この旅行条件は2024年2月18日を基準にしています。

○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、P.14～16をご確認ください。
※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(<https://www.mwt.co.jp/>)⇒TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について
⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)

○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、主催者(公益財団法人 全国里親会、関東甲信越静里親協議会、浜松市里親会)の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。また、オンライン参加者に関しましては、担当者(株式会社ステージ・ループ)に情報を提供いたします。

それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。

※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

○旅行条件・旅行代金の基準 この旅行条件・旅行代金は2024年2月18日を基準としています。

《最少催行人員》1名

《添乗員》同行いたしませんので、ホテルへのチェックインはお客様ご自身で行っていただきます。

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

※この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

※現地までの交通費等諸費用・クリーニング代・電報・追加飲食費等 個人的性質の諸費用及び

それに伴う税・サービス料金は含まれません。

※昼食(弁当)の取扱いに関しては、旅行契約ではございません。

※旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を収受した時に成立します。

10 参加申込方法のご案内

■専用サイトにて参加申し込み

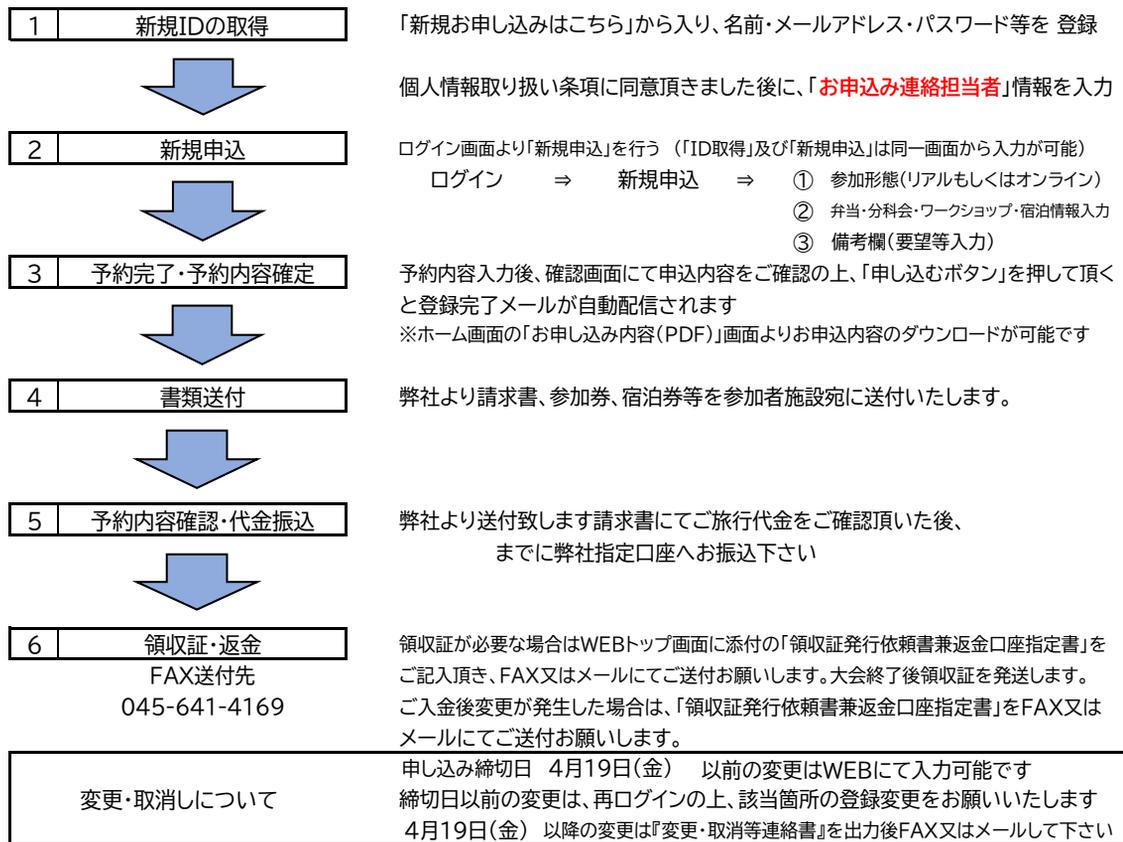
<http://www.mwt-mice.com/events/k-satooya2024>

申込み完了時に、登録されたメールアドレスに参加登録完了と参加費振込みのご案内を送信させていただきます。

注1: 翌営業日を過ぎてても申込完了メールが届かない場合は、名鉄観光サービス(株)横浜支店(045-641-4166)まで必ずご連絡ください。

注2: お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされてある場合は、「@mwt.co.jp」ドメインからのメールが受信できるよう予め設定をお願いいたします。

申込フローチャート



■書面でのお申し込み

里親会ごとで取り纏めてお申し込みをお願い致します。(リアル参加かオンライン参加もご記入をお願いします)
参加申込書に必要事項をご記入の上、下記FAXもしくはメールアドレスへお申し込みをお願いいたします。

FAX 045-641-4169 メール yokohama@mwt.co.jp

変更・取消についてもFAXもしくはメールでご連絡ください。

■参加申し込み締切は**2024年4月19日(金)**です。

■申込締切日4月19日(金)までの変更・取消は、参加者ご自身にて専用サイトに変更等の操作をしてください。

締切日以降(4月19日から)の変更・取消は、専用サイト上にある「変更・取消依頼書」をダウンロードしていただき、名鉄観光サービス(株)横浜支店までFAXでご連絡ください(お電話での変更取消は致しかねます。)

■参加券、各種券類、請求書の発送は6月上旬を予定しております。

■参加費入金後ならびに、4月20日(土)以降の参加取消については、原則として参加費用の返金はせず、大会資料の送付をもってかえさせていただきます。予めご了承ください。

11 お問い合わせ先

名鉄観光サービス株式会社 横浜支店

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル5階
観光庁長官登録旅行業第55号 日本旅行業協会会員 旅行業公正取引協議会会員
総合旅行業務取扱管理者 吉永 康明／出口 研一
TEL: 045-641-4166
FAX: 045-641-4169
【営業時間 9:30~17:30(月~金) 土・日・祝日は休業】

担当者: 渡邊／宇野／矢島



旅行業取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記取扱管理者にお尋ねください。

【承認: No.K-23-162】

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号、以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理するところを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された委託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項を記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾を申し、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でのお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

| 区分 | 申込金（おひとり） |
|-----------------|-----------------|
| 旅行代金が6万円以上 | 20,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が3万円以上6万円未満 | 10,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が3万円未満 | 5,000円以上旅行代金まで |

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- ウェイトイングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイトイングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイトイングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイトイング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立して約束する。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイトイング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイトイング期間内にお客様が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトイングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトイングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。
(カ) 当社は、(G)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
(キ) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に關する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに行行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- 特定旅行客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子の方その他特別の配慮を必要とする方、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後これらの状態になった場合も直ちに申し出てください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもそれをお申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様よりお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要とします。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるなど当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が当社に対して暴力団員は不当な要求行為や取引に關して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻表等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までににお渡しします。また、お渡しの期前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところと特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と（ア）「追加代金」の合計から（イ）「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
(イ) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア) 「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合には1人お部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金

- 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
f. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
g. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ) 「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)
(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
(イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ウ) 宿泊代金及び税・サービス料金
(エ) 食料代金及び粉・サービス料金
(オ) 団体行動中の心付け
(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ) その他「パンフレット等」でできる旨明示したものの
(ク) 1日の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う粉・サービス料
(エ) 傷患・疾病に関する医療費等
(オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(キ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の關与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の關与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により過剰な程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂金額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額が行われるときは、(ア)の定めるところにより、その減少分だけ旅行代金を減額します。
(ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(エ) 第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、お客様の都合により旅行代金を変更します。
(オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に変更の費用に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更されなくなったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

| 解除期日 | 取消料（おひとり） |
|--|-----------|
| イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降8日目まで | 旅行代金の20% |
| ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで | 旅行代金の30% |
| ハ.旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| ニ.旅行開始日当日 | 旅行代金の50% |
| ホ.無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるとき。
 - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ロ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (3) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行のお申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (4) 当社に貴社に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (1) お客様は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - (ア) お客様が当社があらかじめ明示している性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (イ) お客様が病気を必要ない助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めたとき。
 - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めたとき。

- (2) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - (ア) お客様が病気を必要ない助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
 - (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
 - (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
 - (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだご提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻し（又は解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻し）にあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の発着地、解放地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる予約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発（集合）して、当該解散場所に着看（解散）するまでとなります。ご都合が集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

- は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わずに団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らした損害を賠償します。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日翌日から起算して、1日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
 - (ア) お客様が、次に例示するよう当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (エ) 自然行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞滞在時間の短縮

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払いません。携帯品に係る損害補償金はこれらにおひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被る傷害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等の場合、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽自動車（モーターハンングライダー）、マイクロロケット機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間は復帰の予定なく離脱したときは募集型企画旅行参加中とはいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等に「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)~(ウ)~(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 b. 暴動
 c. 騒乱
 d. 官公署の命令
 e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の進行計画によらない運送サービスの提供
 g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

| 当社が変更補償金を支払う変更 | 変更 = お支払い対象旅行代金 補償金の額 1件につき下記の率 | |
|--|------------------------------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| ① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| ② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを超った場合に限ります。) | 1.0% | 2.0% |

| | | |
|--|------|------|
| ④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車乗等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車乗等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(ア)のカード会員(以下「会員」といいます。)(イ)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないことや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なり、その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただけます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社らに契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社らに契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に注1)を行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに)お送りする確定書面に記載されています。の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の上土産店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様ご自身の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報等を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。